## 倉敷市工事請負契約約款 請負代金内訳書の提出に係る改正の新旧対照表

次の箇所について、令和5年4月1日以降の契約締結分から適用の予定です。

【改正後】	【改正前】
(工程表及び請負代金内訳書)	(工程表及び請負代金内訳書)
第3条 受注者は、設計図書に基づいて工程表を作成し、工事着手の時期ま	第3条 受注者は、設計図書に基づいて工程表を作成し、工事着手の時期ま
でに発注者に提出しなければならない。	でに発注者に提出しなければならない。
2 受注者は、この契約締結後14日以内に、健康保険、厚生年金保険及び雇	2 受注者は、発注者が請負代金内訳書(以下「内訳書」という。) の提出
用保険に係る法定福利費を明示した請負代金内訳書(以下「内訳書」とい	を求めたときは、請求があってから14日以内に内訳書を発注者に提出しな
<u>う。)を作成し、</u> 発注者に提出しなければならない。	ければならない。
3 工程表及び内訳書は、発注者及び受注者を拘束するものではない。	3 工程表及び内訳書は、発注者及び受注者を拘束するものではない。